

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月15日

【発行者名】 S B I アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券に係るファンドの
名称】 S B I グローバル・ラップファンド（安定型）
S B I グローバル・ラップファンド（積極型）

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券の金額】 S B I グローバル・ラップファンド（安定型）
上限5,000億円
S B I グローバル・ラップファンド（積極型）
上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）

SBIグローバル・ラップファンド（積極型）

（以上を総称して「SBIグローバル・ラップファンド」、「My-ラップ」または「本ファンド」という場合があります。また、それぞれを「各ファンド」という場合があります。）

なお、各ファンドについて、以下の愛称を用いることがあります。

ファンド名称	愛称
SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	My-ラップ（安定型）
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	My-ラップ（積極型）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	5,000億円を上限とします。
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

() 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

() 基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1万口当たり)は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社) 電話番号 03 - 6229 - 0097(受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

通常のお申込み

お申込金額の3.24%(税抜3.0%)を上限とする、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が加算されます。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金、または変額年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

平成30年3月16日(金曜日)から平成31年3月15日(金曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（ 9 ） 【 払込期日 】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。販売会社については前記（ 4 ）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ） 【 その他 】

お申込みの方法等

（ i ） 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。

（ ） 前記（ ）の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（ 11 ） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「（ 11 ） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

商品分類

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）

SBIグローバル・ラップファンド（積極型）

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／資産複合」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型))
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル(日本含む)
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり(適時ヘッジ)

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル		
大型株	年4回	(日本含む)		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー	あり
一般	年12回	アジア	ファンド	(適時ヘッジ)
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
その他債券	その他	アフリカ	オブ・	なし
クレジット	()	中近東	ファンズ	
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産))資産配分変更型)				
資産複合				

属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型)です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
<p>その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産))資産配分変更型)</p>	<p>目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産(株式、債券、不動産投信、その他資産)を投資対象とし、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものをいいます。本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産))資産配分変更型))と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。</p>
<p>年1回</p>	<p>目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。</p>
<p>グローバル (日本含む)</p>	<p>目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。</p>
<p>ファンド・オブ・ファンズ</p>	<p>目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券(投資法人債券を除く)への投資を目的とする投資信託(ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く)をいいます。</p>
<p>為替ヘッジあり (適時ヘッジ)</p>	<p>目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち、適時ヘッジを行うものをいいます。</p>

ファンドの特色

1 SBIグローバル・ラップファンドは`安定型`、と`積極型`、の2つのファンドで構成されています。なお、次の愛称を用いることがあります。

ファンド名称	愛称
SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	My-ラップ（安定型）
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	My-ラップ（積極型）

※安定型、積極型の各名称は、ファンド相互の相対的なリスク量を示すものであり、元本を保証するということを意味するものではありません。

2 上場投資信託証券(ETF)及び投資信託証券を主要投資対象とします。

- 投資対象とする上場投資信託証券（ETF）及び投資信託証券は、総称して「投資対象ファンド」という場合があります。
- 投資対象ファンドの選定及び投資比率については、各資産の期待リターンやリスク、各資産における相関係数等をもとに決定します。

3 世界各国のさまざまな資産への分散投資により、中長期的な収益の獲得を目指します。

- 投資対象ファンドへの投資を通じて、世界各国の株式、債券、貸付債権（バンクローン）、ヘッジファンド、コモディティ、不動産投資信託証券（リート）等、さまざまな資産への分散投資を行うことで収益の獲得を目指します。
- スマートベータ指数[※]に連動するETFや、国内及び海外の中小型株式へ投資を行うことにより、追加的な収益の獲得を追求します。

※スマートベータ指数とは、時価総額に応じて銘柄を組入れる従来型の株価指数ではなく、財務指標（売上高、営業キャッシュフロー、配当金など）や株価の変動率など銘柄の特定の要素に基づいて構成された指数のことをいいます。

- ・運用期間中に亘り上記のすべての資産に投資するとは限りません。
- ・投資対象ファンドは、定性、定量評価等により適宜見直す場合があります。したがって、当初組入っていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

4 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社からの助言により運用されます。

モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社
世界27拠点に展開するモーニングスター・グループのひとつであり、同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。
モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社はファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。契約資産残高約1,173億円（2017年12月末現在）

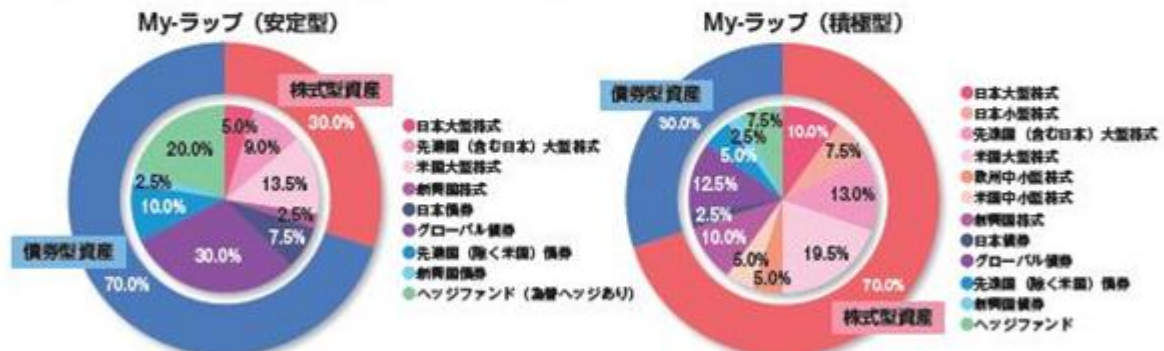
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

5

投資目的やリスク許容度等に応じた2つのファンドから選択いただけます。

各ファンドの基本配分比率・各資産クラスへの基本投資比率（変更日：2018年3月）

資産クラス・基本配分	基本配分	
	My-ラップ（安定型）	My-ラップ（積極型）
債券型資産（債券、ヘッジファンド等）	70%	30%
株式型資産（株式、リート等）	30%	70%



- ・本ファンドは、投資対象ファンドへの投資により世界各国のさまざまな資産へ投資します。
- ・投資対象ファンドへの投資比率は、市況見通しの変化等により基本配分比率に対して±10%の範囲で変動させる場合があります。また、経済環境の変化等が見込まれた場合には、基本配分比率の見直しを行う場合があります。

投資対象ファンドは、後掲「追加的記載事項」「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

本ファンドが投資対象としている投資対象ファンドの概要は次の通りです。（変更日：2018年3月）
なお、投資対象ファンドは、定性・定量評価等により見直す場合があります。したがって、当初組入れていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

●投資対象ファンドの概要

資産区分	投資対象	投資対象ファンド	ベンチマーク	運用の基本方針
株式型資産	日本 大型株式	MAXIS トピックス 上場投信	(東証株価指数 (TOPIX)) 東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXは、1968年(昭和43年)1月4日の時価総額を100ポイントとして、東京証券取引所が算出・公表しています。	対象指数(東証株価指数(TOPIX))の値動きに連動する投資成果を目指します。また、ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を東証株価指数(TOPIX)の変動率に一致させることを目的として、東証株価指数(TOPIX)に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式に対する投資として運用を行います。
	日本 中小型株式	SBI中小型 割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用)	ベンチマークはありません	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主として、中小型割安成長株・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます)に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 2. マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。 3. ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 4. マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
	先進国 (日本含む) 大型株式	シュワブ ファンダメンタル インターナショナル ラージカンパニー インデックス ETF	(Russell RAFI™ ディベロップト(除く米国) 大企業インデックス) 米国を除く先進国の大型株の中から、ファンダメンタルズ要因を考慮して組入比率が決定された指数です。	Russell RAFI™ ディベロップト(除く米国)大企業インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います
	米国 大型株式	iシェアーズ エッジ MSCI 米国 モメンタム ファクター ETF	(MSCI 米国モメンタム インデックス) 米国の大型株及び中型株の中からモメンタムの高い銘柄で構成される指数です。	MSCI 米国モメンタム インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います
	米国 中小型 株式	SPDR® S&P® 600 スモール キャップ バリュウ ETF	(S&P® スモール・キャップ 600 バリュウ インデックス) 多種多様な産業を代表する米国小型株式の割安な600銘柄で構成される指数です。	S&P® スモール・キャップ 600 バリュウ インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
	欧州 中小型 株式	ウィズダムツリー・ ヨーロッパ・ スモールキャップ・ ディビデンド・ファンド	〈ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンド・インデックス〉 欧州の中小型株(約350銘柄)で構成され配当金を基にウエイト付けされた指数です。	ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモール・キャップ・ディビデンド・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	新興国株式	SPDR® ポートフォリオ・ 新興国株式 ETF	(S&P®エマージングBMI指数) S&P社が算出し、公表する新興国23カ国の株式市場の値動きを表す新興国株式指数です。	新興国株式市場全体の動きを表すS&P®エマージングBMI指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。

資産区分	投資対象	投資対象ファンド	ベンチマーク	運用の基本方針
債券型資産	日本債券	PIMCO 日本債券 コアプラス ビムコ・ケイマン・ ジャパン・コアプラス・ ストラテジー・ セグリゲイテッド・ ポートフォリオ クラスS (円建て円ヘッジクラス・ 外国投資証券)	〈NOMURA-BPI総合インデックス〉 国内で発行された一定基準を満たす公募利付 債券を対象に、インカム収入を考慮した時価 総額ベースで算出する指数です。	日本債券を中心に、外国債券も一部組 入れ、リスクをベンチマークである 「NOMURA-BPI総合」並みにコント ロールしつつ、トータルリターン最大の 最大化を目指します。
	グローバル 債券	ビムコ・バミューダ・ インカムファンドA クラスX(JPY)	ベンチマークはありません	「ビムコ・バミューダ・インカムファン ド(M)」受益証券を主要投資対象とし て、投資適格未満の銘柄も含めた世界 の幅広い銘柄の中から、米ドル建ての 債券等を中心に投資を行うことで、長 期的な信託財産の成長を目指すとも に、利子収入の最大化を目指す運用を 行います。
	先進国 (除く米国) 債券	バンガード®・トータル・ インターナショナル債券 ETF (米ドルヘッジあり)	〈ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル 総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデッ クス(米ドルヘッジベース)〉 グローバルな投資適格固定利付債券市場のパ フォーマンスを広範に測定します。米ドル建 て以外の、政府債、政府機関債、社債、及び証券 化された非米国の投資適格固定利付債券で構 成されています。同一の発行体(外国政府を 含む)への投資に上限(20%)を設けています。 組入れ証券の該当通貨の米ドルに対する為替 レートの変動を相殺するため、米ドルヘッジ されています。	ブルームバーグ・パークレイズ・グロー バル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基 準インデックス(米ドルヘッジベース) のパフォーマンスへの連動を目指しま す。為替レートの不確実性への保護を 追求する目的で、組入れ証券の該当通 貨の米ドルに対するヘッジ戦略を採用 していますが、あくまでも米ドルベ ースのヘッジ戦略であるため、日本円を ベースとした投資家にとっては為替リ スクを伴います。インデックス・サン プリング法を用いたパッシブ運用です。 ファンドはフルインベストメントを維 持します。米国以外の主要な債券市場 全体への、幅広く分散したエクスポ ージャーを提供します。低経費によって トラッキングエラーを最小限に抑えます。
	新興国債券	パワーシェアーズ・ エマージング・ マーケット・ソブリン・ デット・ポートフォリオ	〈DB エマージング・マーケット USD リキッ ド・バランス・インデックス〉 米ドル建て新興国債に国・地域別に「等比 率」で投資を行う指数です。	DB エマージング・マーケット USD リ キッド・バランス・インデックスのリ ターンを反映するトータル・リターン (キャピタル・リターン及びインカム・ リターンを含む。)を目指して運用を行 います。
	ヘッジ ファンド	ニューバーガー・ パーマン・グローバル・ ボンド・アソリュート・ リターン・ファンド (米ドル建てクラス・外 国投資証券)	ベンチマークはありません	グローバル債券市場における複数の種 別セクターを対象とし、ロング及び ショートポジション双方を通じて絶対 収益を目指して運用を行います。
	ヘッジ ファンド (為替ヘッジ あり)	ニューバーガー・ パーマン・グローバル・ ボンド・アソリュート・ リターン・ファンド (円建て円ヘッジクラス・ 外国投資証券)	ベンチマークはありません	グローバル債券市場における複数の種 別セクターを対象とし、ロング及び ショートポジション双方を通じて絶対 収益を目指して運用を行います。対円 での為替ヘッジを行います。

●投資対象ファンドの対象指数について

- **東証株価指数（TOPIX）（出所：東京証券取引所）**
東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- **Russell RAFI™ ディベロップト（除く米国）大企業インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はFTSE Russell社に帰属します。**
また、FTSE Russell社は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- **MSCI モメンタム インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。**
また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- **S&P® スモール・キャップ 600 バリュースコア インデックス（出所：S&P社）**
ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をS&P社は何ら保証するものではありません。またその著作権はS&P社に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的ないかなる手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- **ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンド・インデックス（出所：ウィズダムツリー社）**
ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をウィズダムツリー社は何ら保証するものではありません。またその著作権はウィズダムツリー社に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的ないかなる手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- **S&P®エマージングBMI指数（出所：S&P社）**
ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をS&P社は何ら保証するものではありません。またその著作権はS&P社に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的ないかなる手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- **NOMURA-BP総合インデックス**
野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債及び円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI総合インデックスは野村證券株式会社の知的財産であり、本ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
- **ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合（米ドル除く）浮動調整RIC基準インデックス（米ドルヘッジベース）**とは、バークレイズが算出するグローバルな投資適格固定利付債券市場の値動きを表す指数です。バークレイズ・インデックスは、バークレイズ・バンク・ビーエルシー及び関連会社（バークレイズ）が開発、算出、公表を行うインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権及びその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。
- **DB エマージング・マーケット USD リキッド・バランス・インデックス（出所：ドイチェ・バンク・セキュリティーズ）**
ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をドイチェ・バンク・セキュリティーズは何ら保証するものではありません。またその著作権はドイチェ・バンク・セキュリティーズに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的ないかなる手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

信託金の限度額

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	5,000億円を上限とします。
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	5,000億円を上限とします。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成26年12月11日 SBIグローバル・ラップファンド（安定型）
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）
各ファンドについて信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

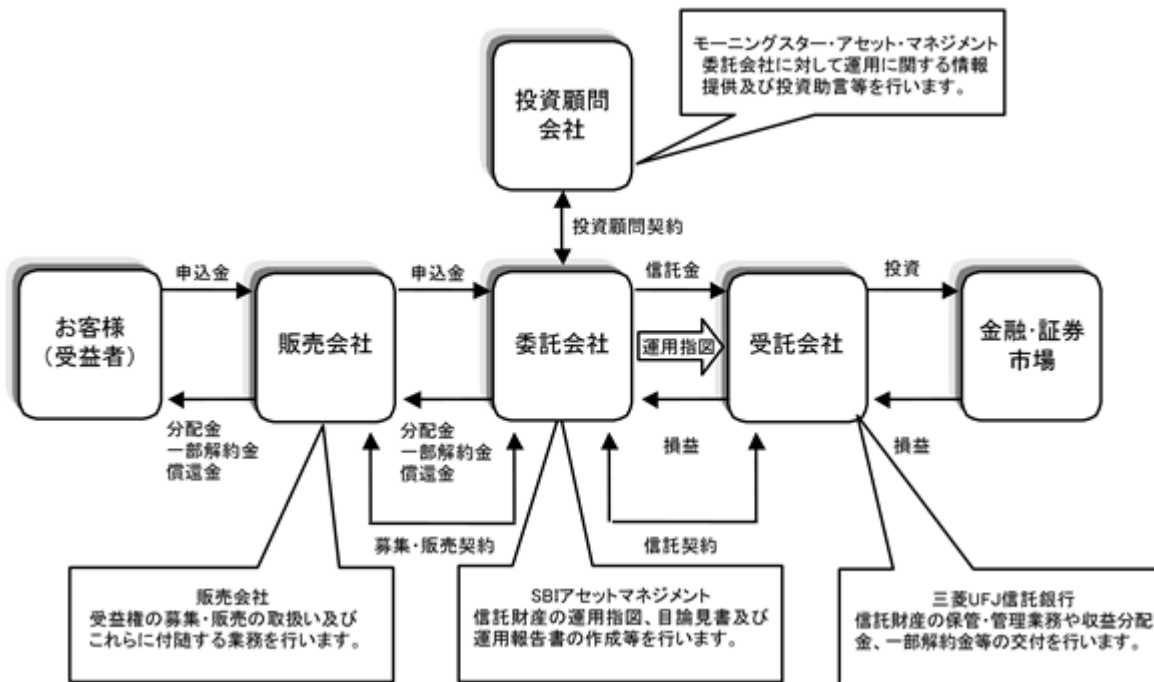
本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

● ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



※すべての資産に投資するとは限りません。

委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（平成29年12月末日現在）

- () 資本金
4億20万円
- () 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8月29日 日債銀投資顧問株式会社として設立

昭和62年 2月20日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録

昭和62年 9月 9日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づき投資一任契約業務の認可

平成12年11月28日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づき証券投資信託委託業の認可

平成13年 1月 4日 あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成14年 5月 1日 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更

平成17年 7月 1日 SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成19年 9月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づき金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

()大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(各ファンド共通)

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

()投資対象

別に定める上場投資信託証券（ETF）及び投資信託証券を主要投資対象とします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

別に定める投資対象ファンドについては、後述(2)投資対象[参考情報]＜投資対象ファンドの概要＞を参照ください。

()投資態度

本ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、世界各国の株式、債券、貸付債権（バンクローン）、ヘッジファンド、コモディティ、不動産投資信託証券（リート）等、さまざまな資産への分散投資を行うことで収益の獲得を目指します。また、スマートベータ指数に連動するETFや、国内及び海外の中小型株式へ投資を行うことにより、追加的な収益の獲得を追求します。ただし、運用期間中に亘り上記のすべての資産に投資するとは限りません。

投資対象ファンドの選定及び投資比率については、投資顧問（助言）会社であるモーニングスター・アセット・マネジメント株式会社からの助言を受け、各資産の期待リターンやリスク、各資産における相関係数等をもとに決定します。

投資対象ファンドは、定性、定量評価等により適宜見直す場合があります。したがって、当初組入れていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

(1) SBIグローバル・ラップファンド（安定型）は当初、債券型資産に70%、株式型資産に30%を基本配分とします。

(2) SBIグローバル・ラップファンド（積極型）は当初、債券型資産に30%、株式型資産に70%を基本配分とします。

投資比率については、市況見通しの変化等により基本配分比率に対して±10%の範囲で変動させることがあります。

経済環境の変化等が見込まれた場合には、基本配分比率の見直しを行う場合があります。

本ファンドにおける債券型資産とは、債券、ヘッジファンド、バンクローン等を言います。

また、株式型資産とは、株式、リート、コモディティ等を言います。

各ファンドが投資する投資対象ファンド及び各投資比率は次のとおりです。

区分	投資対象ファンド	投資比率 (My-ラップ安定型)		投資比率 (My-ラップ積極型)	
		(変更後)	(変更前)	(変更後)	(変更前)
株式型資産	(1) 日本の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	5.0%	10.0%	10.0%	15.0%
	(2) 日本の小型株式指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	(3) 日本の中小型株式に投資する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	7.5%	7.5%
	(4) 先進国（除く日本）の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	17.5%	0.0%	27.5%
	(5) 先進国（含む日本）の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	9.0%	0.0%	13.0%	0.0%
	(6) 米国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	13.5%	0.0%	19.5%	0.0%
	(7) 米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	5.0%	5.0%
	(8) 欧州の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	(9) 欧州の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	5.0%	5.0%
	(10) 新興国の株式指数に連動する投資対象ファンド	2.5%	2.5%	10.0%	10.0%
	(11) リート指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
株式型資産合計		30.0%	30.0%	70.0%	70.0%
債券型資産	(1) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド	7.5%	12.5%	2.5%	5.0%
	(2) 世界の債券に投資するファンド	30.0%	20.0%	12.5%	10.0%
	(3) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	(4) 先進国（除く米国）の債券指数に連動する投資対象ファンド	10.0%	17.5%	5.0%	7.5%
	(5) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド	2.5%	5.0%	2.5%	5.0%
	(6) ヘッジファンド	0.0%	0.0%	7.5%	2.5%
	(7) ヘッジファンド（ヘッジあり）	20.0%	15.0%	0.0%	0.0%
債券型資産合計		70.0%	70.0%	30.0%	30.0%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（変更日：2018年3月）

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

投資対象ファンドの合計投資比率は高位に維持することを原則とします。

外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

（各ファンド共通）

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

運用の指図範囲(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める上場投資信託証券（ETF）及び投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報〕

<投資対象ファンドの概要>

投資対象ファンドは以下の通りです（変更日：2018年3月）。ただし、投資対象ファンドは、定性、定量評価等により適宜見直す場合があります。したがって、当初組入れられていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

日本株式（大型株式）

ファンド名称	MAXIS トピックス上場投信
表示通貨	円
発行地	日本
当初設定	2009年5月14日
決算日	毎年1・7月の16日
主たる上場取引所	東京証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	対象指数（東証株価指数（TOPIX））の値動きに連動する投資成果をめざします。また、ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を東証株価指数（TOPIX）の変動率に一致させることを目的として、東証株価指数（TOPIX）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。
ファンドの関係法人（管理会社等）	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社
投資の基本方針	東証株価指数（TOPIX）に連動する成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	信託報酬は、純資産総額の年0.08424%（税抜 年0.078%）

日本株式（中小型株式）

ファンド名称	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
表示通貨	円
発行地	日本
当初設定	2013年4月3日
決算日	7月22日
主たる上場取引所	-
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
ファンドの関係法人（管理会社等）	委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社
投資の基本方針	上場株式のうち、中小型株を主な投資対象とする、中小型割安成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
管理報酬等	純資産総額に対して年率1.1448%（税抜：1.06%）

先進国（含む日本）大型株式

ファンド名称	シュワブ ファンダメンタル インターナショナル ラージカンパニー インデックス ETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2013年8月15日
決算日	2月28日
主たる上場取引 所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的 及び基本的性格	米国を除く先進国の大型株の中から、ファンダメンタルズ要因を考慮 して組入比率を決定する Russell RAFI™ ディベロップト（除く米国） 大企業インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
ファンドの関係 法人（管理会社 等）	運用会社：Charles Schwab Investment Management, Inc.
投資の基本方針	Russell RAFI™ ディベロップト（除く米国）大企業インデックスに連 動する投資成果をめざして運用を行います
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に 対して年率0.25%にて計算される金額を受領します。

米国株式（大型株式）

ファンド名称	iシェアーズ エッジ MSCI 米国 モメンタム ファクター ETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2013年4月16日
決算日	7月31日
主たる上場取引 所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的 及び基本的性格	米国の大型株および中型株の中からモメンタムの高い銘柄で構成され ている、MSCI 米国モメンタム インデックスに連動する投資成果を目 指して運用を行います。
ファンドの関係 法人（管理会社 等）	運用会社：Blackrock Fund Advisors
投資の基本方針	MSCI モメンタム インデックスに連動する投資成果を目指して運用を 行います
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に 対して年率0.15%にて計算される金額を受領します。

米国株式（中小型株式）

ファンド名称	SPDR® S&P® 600 スモール キャップ バリュース ETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2000年9月25日
決算日	9月30日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	米国の割安な小型株600社で構成されたS&P® スモール・キャップ 600 バリュース インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
ファンドの関係法人（管理会社等）	運用会社：State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
投資の基本方針	S&P® スモール・キャップ 600 バリュース インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に対して年率0.15%にて計算される金額を受領します。

欧州株式（中小型株式）

ファンド名称	ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンドETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2006年6月16日
決算日	3月31日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、*ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンド・インデックス（以下、「対象指数」といいます。）のリターンを反映するトータル・リターン（キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。）を投資家に提供することを目標としています。
ファンドの関係法人（管理会社等）	運用会社：ウィズダムツリー・アセット・マネジメント・インク 管理会社：ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に対して年率0.58%にて計算される金額を受領します。

新興国株式

ファンド名称	SPDR® ポートフォリオ・エマージングマーケットETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2007年3月20日
決算日	9月30日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	新興国株式市場全体の動きを表すS&P®エマージング・ブロード・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
ファンドの関係法人（管理会社等）	運用会社：State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
投資の基本方針	新興国株式市場全体の動きを表すS&P®エマージング・ブロード・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該外国籍投信の純資産総額の日々平均残高に対して年率0.11%にて計算される金額を受領します。

日本債券

ファンド名称	PIMCO日本債券コアプラス ピムコ・ケイマン・ジャパン・コアプラス・ストラテジー・セグリゲイテッド・ポートフォリオ クラス S（円建て円ヘッジクラス・外国投資証券）
表示通貨	円
発行地	ケイマン
当初設定	2007年5月
決算日	2月末
主たる上場取引所	-
ファンドの目的及び基本的性格	「ピムコ・ケイマン・ジャパン・コアプラス・ストラテジー・セグリゲイテッド・ポートフォリオ クラス S」受益証券を主要投資対象として、主に日本債券を投資対象としながら、一部外貨建債券への投資等も通じて、債券のインカム収入だけでなく、キャピタルゲインも含めたトータル・リターンを最大化することを目的として運用を行います。当ファンドのベンチマークは、NOMURA-BPI総合指数とします。
ファンドの関係法人（管理会社等）	管理会社：Pacific Investment Management Company, LLC 投資顧問会社：ピムコジャパンリミテッド
投資の基本方針	主に日本を中心とする世界各国の国債および政府機関債、社債、モーゲージ債、資産担保証券、各種デリバティブ商品などに投資します。日本円以外の通貨エクスポージャーはポートフォリオの±5%までとします。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該外国籍投信の純資産総額の日々平均残高に対して年率0.32%にて計算される金額を受領します。

グローバル債券

ファンド名称	ピムコ・バミューダ・インカムファンドA クラスX (JPY)
表示通貨	円
発行地	バミューダ
当初設定	2016年3月15日
決算日	10月31日
主たる上場取引所	-
ファンドの目的及び基本的性格	「ピムコ・バミューダ・インカムファンド(M)」受益証券を主要投資対象として、投資適格未満の銘柄も含めた世界の幅広い銘柄の中から、米ドル建ての債券等を中心に投資を行うことで、長期的な信託財産の成長を目指すとともに、利子収入の最大化を目指す運用を行います。
ファンドの関係法人(管理会社等)	管理会社：Pacific Investment Management Company, LLC 投資顧問会社：ピムコジャパンリミテッド
投資の基本方針	投資適格未満の銘柄も含めた世界の幅広い債券等のうち、主として米ドル建ての債券及び債券関連派生商品等に投資します。原則として米ドル売り円買いの為替取引を行います。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該外国籍投信の純資産総額の日々平均残高に対して年率0.60%にて計算される金額を受領します。

先進国(除く米国)債券

ファンド名称	バンガード®・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2013年5月31日
決算日	10月31日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)のパフォーマンスへの連動を目指します。
ファンドの関係法人(管理会社等)	運用会社：The Vanguard Group, Inc.
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に対して年率0.12%にて計算される金額を受領します。

新興国債券

ファンド名称	パワーシェアーズ・エマージング・マーケット・ソブリン・デット ポートフォリオ
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2007年10月11日
決算日	10月末日
主たる上場取引 所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的 及び基本的性格	当ファンドは、DB エマージング・マーケット USD リキッド・バラン ス・インデックス（以下、「対象指数」といいます。）のリターンを 反映するトータル・リターン（キャピタル・リターン及びインカム・ リターンを含む。）を投資家に提供することを目標としています。
ファンドの関係 法人（管理会社 等）	運用会社：インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメン ト・エルエルシー 管理会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレー ション
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成 銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に 対して年率0.50%にて計算される金額を受領します。

ヘッジファンド

ファンド名称	ニューバーガー・バーマン・グローバル・ボンド・アブソリュート・リターン・ファンド(米ドル建てクラス・外国投資証券)
表示通貨	米ドル
発行地	アイルランド
当初設定	2013年9月30日
決算日	12月末日
主たる上場取引所	アイルランド証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、分散された債券ポートフォリオを構築し、ロング・ポジション及びシンセティック・ショート・ポジションを組み合わせた戦略を実施することにより、中程度のボラティリティ水準で中長期的にベンチマークを一定程度超過するリターンの創出を目指します。ファンドは、当該ファンドの債券ポートフォリオの運用にかかるパフォーマンス評価を目的として、The Bank of America Merrill Lynch 3 - Month Treasury Bill Index(米ドル建てトータルリターン、報酬控除前)を参照します。
ファンドの関係法人(管理会社等)	投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド 管理事務代行会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ(アイルランド)・リミテッド
投資の基本方針	主として世界各国の各種債券セクターに投資します。また短期金融商品及び他のファンドへの投資、デリバティブ取引等を行う場合があります。
管理報酬等	運用報酬等：年率0.5%

ヘッジファンド(為替ヘッジあり)

ファンド名称	ニューバーガー・バーマン・グローバル・ボンド・アブソリュート・リターン・ファンド(円建て円ヘッジクラス・外国投資証券)
表示通貨	円
発行地	アイルランド
当初設定	2014年12月11日
決算日	12月末日
主たる上場取引所	アイルランド証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、分散された債券ポートフォリオを構築し、ロング・ポジション及びシンセティック・ショート・ポジションを組み合わせた戦略を実施することにより、中程度のボラティリティ水準で中長期的にベンチマークを一定程度超過するリターンの創出を目指します。ファンドは、当該ファンドの債券ポートフォリオの運用にかかるパフォーマンス評価を目的として、The Bank of America Merrill Lynch 3 - Month Treasury Bill Index(米ドル建てトータルリターン、報酬控除前)を参照します。
ファンドの関係法人(管理会社等)	投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド 管理事務代行会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ(アイルランド)・リミテッド
投資の基本方針	主として世界各国の各種債券セクターに投資します。また短期金融商品及び他のファンドへの投資、デリバティブ取引等を行う場合があります。
管理報酬等	運用報酬等：年率0.5%

（３）【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（５～７名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（１～３名）、最高運用責任者（１名）、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

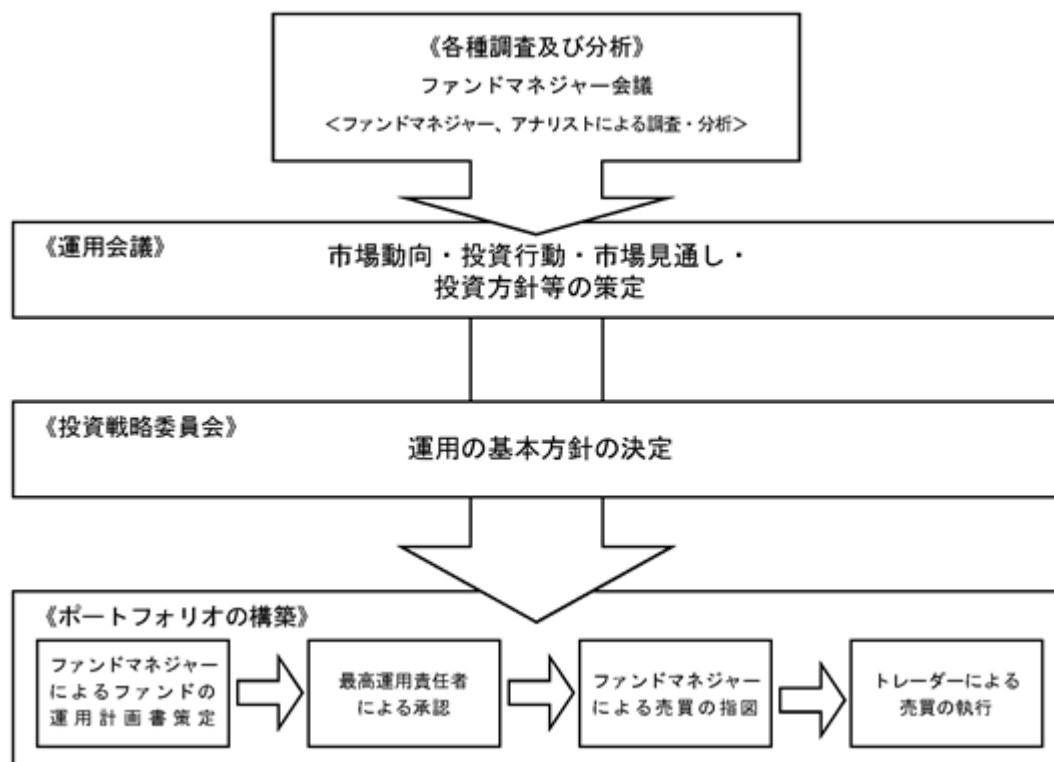
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（６名程度）、「組合投資委員会」（６名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



（４）【分配方針】

年１回決算（毎年12月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）を行い、毎計算期末に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

() 分配金、配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

() 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

() 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

(各ファンド共通)

本ファンドは、以下の投資制限にいたします。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- () 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- () 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- () 株式への直接投資は行いません。
- () デリバティブの直接利用は行いません。
- () 投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- () 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

信託約款上のその他の投資制限

- () 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第20条)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- () 外国為替予約取引の指図及び範囲(信託約款第21条)
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

その他

() 資金の借入れ(信託約款第27条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、世界各国の株式、債券、貸付債権（バンクローン）、ヘッジファンド、コモディティ、不動産投資信託証券（リート）等、値動きのある金融商品等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替変動リスクもあります。したがって、本ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

本ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまいうリスクをいいます。本ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて世界各国の株式、債券、貸付債権（バンクローン）、ヘッジファンド、コモディティ、不動産投資信託証券（リート）等に分散投資を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、本ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

- ・ 株価変動リスク

一般に株価は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 為替変動リスク

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 債券価格変動リスク

債券（公社債等）は、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ リート（不動産投資信託）の価格変動リスク

一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金はその影響を受け下落した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ ヘッジファンドに投資するリスク

一般にヘッジファンドは、運用会社が独自の運用手法によって株式、債券等の有価証券及び各種派生商品（デリバティブ）等へ投資を行います。デリバティブ取引は、取引の相手方（カウンターパーティ）の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できずに損失を被る可能性や、種類によっては原資産の価格変動以上に価格が変動する可能性、取引を決済する場合に理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなる可能性や反対売買そのものができなくなる可能性等があり、その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、運用者の運用能力に大きく依存する場合があります。市場の動向にかかわらず損失が発生する可能性があります。

- ・ コモディティ投資リスク
一般にコモディティ価格は商品の需給や金利変動、天候、景気、農業生産、政治・経済情勢及び政策等の影響を受け変動します。これらにより、本ファンドの基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
- ・ カントリーリスク
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。
- ・ 信用リスク
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 流動性リスク
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

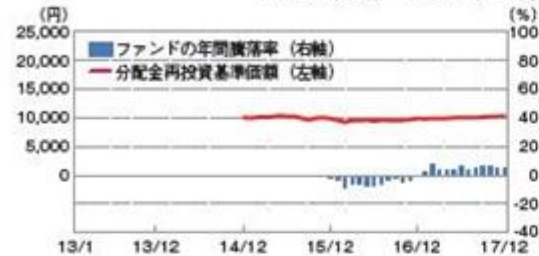
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

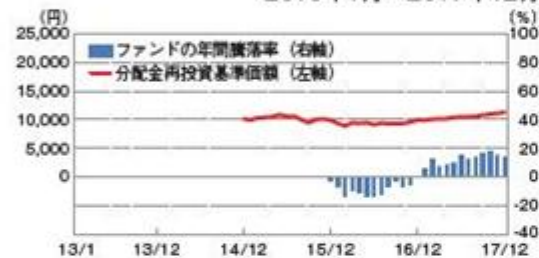
My-ラップ (安定型)

2013年1月～2017年12月



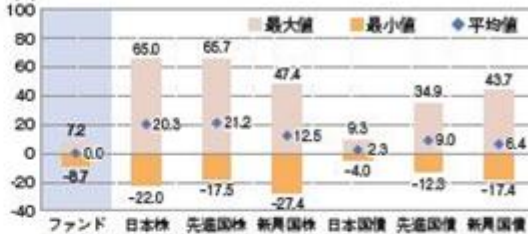
My-ラップ (積極型)

2013年1月～2017年12月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2015年12月～2017年12月
代表的な資産クラス：2013年1月～2017年12月



ファンド：2015年12月～2017年12月
代表的な資産クラス：2013年1月～2017年12月



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2014年12月11日から2017年12月29日のデータを基に算出しております。したがって、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なります。
- * 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株……………MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株……………MSCI エマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債……………NOMURA-BPI国債
 - 先進国債……………FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージングマーケットグローバルレディパーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

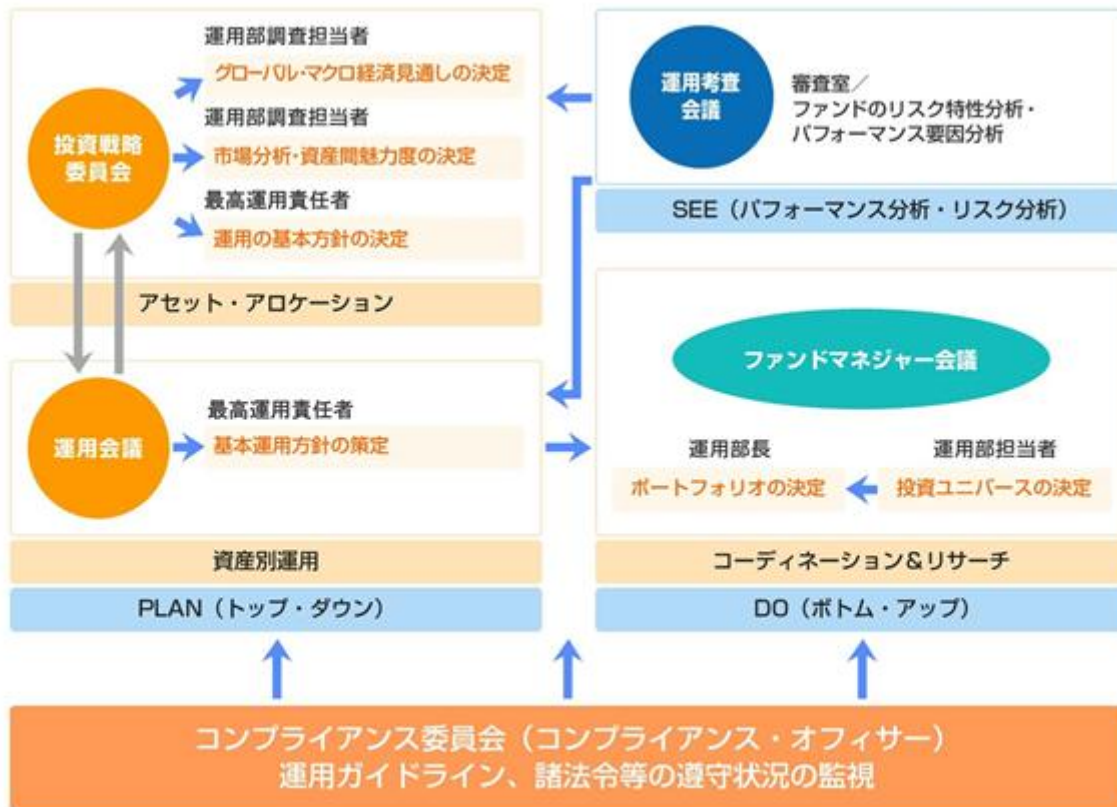
〈著作権等について〉

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージングマーケットグローバルレディパーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージングマーケットグローバルレディパーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用考査会議	原則月1回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.1%）が差引かれます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う各ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬の総額は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.35%（税抜：年1.25%）の率を乗じて得た額とします。

		My-ラップ (安定型)	My-ラップ (積極型)	
運用管理費用（信託報酬）		年1.35% (税抜：年1.25%)		信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
内訳	委託会社	年0.567% (税抜：年0.525%)		ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.756% (税抜：年0.7%)		購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.027% (税抜：年0.025%)		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬 ¹		0.378%	0.343%	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等
実質的な負担（概算値） ²		1.728%	1.693%	

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

- 1 設定時の投資対象ファンド及び投資比率で運用された場合の信託報酬率（年）であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。また、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により変動する場合があります。
- 2 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税相当額は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用(法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)等及び受託者の立替えた立替金の利息は等が信託財産から差引かれます。なお、その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は平成29年12月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税(配当控除は適用されません。)もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）＜愛称：My-ラップ（安定型）＞

（平成29年12月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	748,004,388	39.11
	アメリカ	750,853,477	39.26
	バミューダ	374,627,300	19.59
	小計	1,873,485,165	97.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		38,888,877	2.03
合計(純資産総額)		1,912,374,042	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

SBIグローバル・ラップファンド（積極型）＜愛称：My-ラップ（積極型）＞

（平成29年12月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	2,438,798,438	53.24
	アメリカ	1,444,357,890	31.53
	アイルランド	114,926,383	2.51
	バミューダ	414,329,334	9.04
小計		4,412,412,045	96.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		168,742,017	3.68
合計(純資産総額)		4,581,154,062	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

SBIグローバル・ラップファンド(安定型) <愛称: My-ラップ(安定型)>

(平成29年12月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO Bermuda Income Fund AX	33,356.54	11,249.89	375,257,487	11,231	374,627,300	19.59
日本	投資信託受益証券	ビムコ・RAE低ボラティリティ外国株式Fヘッジ有(適格専用)	279,514,262	1.1907	332,817,631	1.2044	336,646,977	17.60
アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF	52,407	6,238.72	326,953,123	6,139.28	321,741,771	16.82
アメリカ	投資信託受益証券	NB グローバルボンド AR ファンド JPY I	284,441.547	1,030.56	293,134,277	1,036.59	294,849,263	15.42
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	179,023,741	1.2333	220,807,739	1.2326	220,664,663	11.54
日本	投資信託受益証券	ISHARES MSCI JPN MIN	98,194	1,950	191,478,300	1,942	190,692,748	9.97
アメリカ	投資信託受益証券	POWERSHARES EM MKT SOVR DEBT	25,921	3,329.14	86,294,668	3,334.62	86,436,944	4.52
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES EDGE MSCI MIN VOL EMERGING MARKETS ETF	7,041	6,781.12	47,745,936	6,792.42	47,825,499	2.50

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成29年12月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.97
合計	97.97

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

SBIグローバル・ラップファンド(積極型) <愛称: My-ラップ(積極型)>

(平成29年12月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ビムコ・RAE低ボラティリティ 外国株式Fヘッジ有(適格専用)	1,052,523,893	1.1907	1,253,240,199	1.2044	1,267,659,776	27.67
日本	投資信託受益証券	ISHARES MSCI JPN MIN	352,963	1,950	688,277,850	1,942	685,454,146	14.96
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES EDGE MSCI MIN VOL EMERGING MARKETS ETF	67,492	6,781.22	457,678,193	6,792.43	458,434,686	10.01
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO Bermuda Income Fund AX	36,891.58	11,249.68	415,018,537	11,231	414,329,334	9.04
日本	投資信託受益証券	中小型割安成長株ファンド Jリ バイク(適格機関投資家専用)	8,921	37,889	338,007,769	38,980	347,740,580	7.59
アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF	51,712	6,236.64	322,509,334	6,139.28	317,474,964	6.93
アメリカ	投資信託受益証券	WISDOMTREE EUR S/C DIVIDEND	29,121	7,749.36	225,669,256	7,940.51	231,235,592	5.05
アメリカ	投資信託受益証券	FIRST TRUST MID CAP CORE ALP	30,878	7,291.88	225,158,979	7,451.21	230,078,771	5.02
アメリカ	投資信託受益証券	POWERSHARES EM MKT SOVR DEBT	62,116	3,329.40	206,809,464	3,334.62	207,133,877	4.52
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックス ファンド(適格機関投資家限定)	111,912,978	1.2334	138,033,467	1.2326	137,943,936	3.01
アイルランド	投資信託受益証券	NB GLOBALBOND ABSOLUTE RETURN FUND USD I	93,307.123	1,221.68	113,991,990	1,231.69	114,926,383	2.51

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成29年12月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.32
合計	96.32

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

SBIグローバル・ラップファンド(安定型) <愛称: My-ラップ(安定型)>

該当事項はありません。

SBIグローバル・ラップファンド(積極型) <愛称: My-ラップ(積極型)>

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）＜愛称：My-ラップ（安定型）＞

該当事項はありません。

SBIグローバル・ラップファンド（積極型）＜愛称：My-ラップ（積極型）＞

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）＜愛称：My-ラップ（安定型）＞

平成29年12月29日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 （円）		1万口当たり純資産額 （円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成27年12月15日）	3,034,747,494	3,034,747,494	9,826	9,826
第2計算期間末（平成28年12月15日）	2,742,210,634	2,742,210,634	9,918	9,918
第3計算期間末（平成29年12月15日）	1,921,290,334	1,921,290,334	10,328	10,328
平成28年12月末日	2,683,788,743		9,916	
平成29年 1月末日	2,601,424,241		9,848	
2月末日	2,566,103,893		9,930	
3月末日	2,516,205,933		9,944	
4月末日	2,490,192,617		9,936	
5月末日	2,434,125,182		10,032	
6月末日	2,343,300,204		10,062	
7月末日	2,287,911,457		10,034	
8月末日	2,249,797,941		10,047	
9月末日	2,109,096,720		10,161	
10月末日	1,977,273,626		10,243	
11月末日	1,926,031,582		10,276	
12月末日	1,912,374,042		10,356	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

SBIグローバル・ラップファンド（積極型）＜愛称：My-ラップ（積極型）＞

平成29年12月29日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成27年12月15日)	6,899,664,883	6,899,664,883	9,771	9,771
第2計算期間末 (平成28年12月15日)	6,066,965,708	6,066,965,708	9,941	9,941
第3計算期間末 (平成29年12月15日)	4,587,265,347	4,587,265,347	11,188	11,188
平成28年12月末日	5,897,585,350		9,955	
平成29年 1月末日	5,680,076,197		9,936	
2月末日	5,570,582,739		10,085	
3月末日	5,500,423,735		10,178	
4月末日	5,418,855,502		10,203	
5月末日	5,293,988,385		10,413	
6月末日	5,118,875,639		10,506	
7月末日	4,959,899,010		10,531	
8月末日	4,907,333,613		10,557	
9月末日	4,817,614,945		10,812	
10月末日	4,648,752,585		10,971	
11月末日	4,593,456,090		11,112	
12月末日	4,581,154,062		11,306	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）＜愛称：My-ラップ（安定型）＞

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	0
第2計算期間	平成27年12月16日～平成28年12月15日	0
第3計算期間	平成28年12月16日～平成29年12月15日	0

SBIグローバル・ラップファンド（積極型）＜愛称：My-ラップ（積極型）＞

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	0
第2計算期間	平成27年12月16日～平成28年12月15日	0
第3計算期間	平成28年12月16日～平成29年12月15日	0

【収益率の推移】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）＜愛称：My-ラップ（安定型）＞

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	1.74
第2計算期間	平成27年12月16日～平成28年12月15日	0.94
第3計算期間	平成28年12月16日～平成29年12月15日	4.13

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

SBIグローバル・ラップファンド（積極型）＜愛称：My-ラップ（積極型）＞

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	2.29
第2計算期間	平成27年12月16日～平成28年12月15日	1.74
第3計算期間	平成28年12月16日～平成29年12月15日	12.54

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）＜愛称：My-ラップ（安定型）＞

期	計算期間	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済み数量 （口）
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	4,640,446,604	1,551,945,465	3,088,501,139
第2計算期間	平成27年12月16日～平成28年12月15日	218,570,336	542,084,777	2,764,986,698
第3計算期間	平成28年12月16日～平成29年12月15日	92,659,106	997,394,790	1,860,251,014

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

SBIグローバル・ラップファンド（積極型）＜愛称：My-ラップ（積極型）＞

期	計算期間	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済み数量 （口）
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	10,808,257,173	3,746,825,353	7,061,431,820
第2計算期間	平成27年12月16日～平成28年12月15日	610,447,440	1,568,887,495	6,102,991,765
第3計算期間	平成28年12月16日～平成29年12月15日	340,593,791	2,343,418,175	4,100,167,381

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

SBIグローバルラップファンド(安定型)

基準価額・純資産の推移

(基準日:2017年12月29日)

(設定日(2014年12月11日)~2017年12月29日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	10,356円
純資産総額	1,912百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2015年12月15日)	0円
第2期(2016年12月15日)	0円
第3期(2017年12月15日)	0円
設定来累計	0円

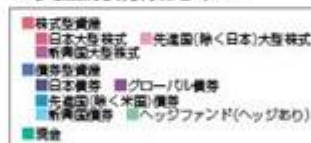
主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

投資信託証券	97.97%
現金等	2.03%
合計	100.00%

《資産別構成比率》



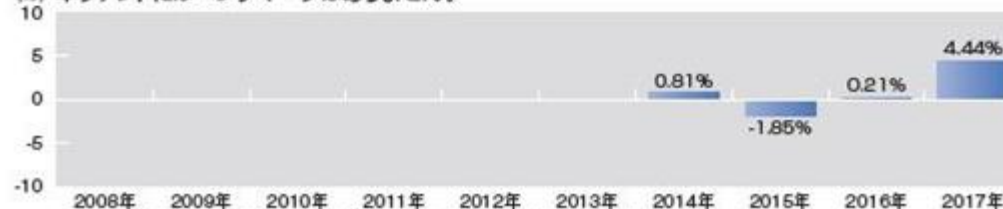
《組入上位銘柄》

	投資対象ファンドの名称	比率	投資対象資産	通貨
1	ビムコバミューダ・インカムファンドA クラスX(JPY)	19.59%	グローバル債券	円
2	ビムコRAE 低ボラティリティ外国株式ファンド ヘッジあり(適格機関投資家専用)	17.60%	先進国(除く日本)大型株式	円
3	バンガードトータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	16.82%	先進国(除く米国)債券	米ドル
4	ニューバーク・バーマン・グローバル・ポッド・アポリア・リターン・ファンド(円建て円ヘッジクラス・外国投資証券)	15.42%	ヘッジファンド(ヘッジあり)	円
5	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11.54%	日本債券	円
6	シェアーズ MSCI日本株最小分散ETF	9.97%	日本大型株式	円
7	パワーシェアーズ・エマージング・マーケット・ソブリン・デット・ポートフォリオ	4.52%	新興国債券	米ドル
8	シェアーズ MSCI・エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティETF	2.50%	新興国大型株式	米ドル

※基準日(2017年12月29日)の状況です。直近の基本投資割合はP2、投資対象ファンドはP9、P10に記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を未課税で再投資したものと計算しています。
※2014年は設定日2014年12月11日(10,000円)から12月末まで、2017年は12月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

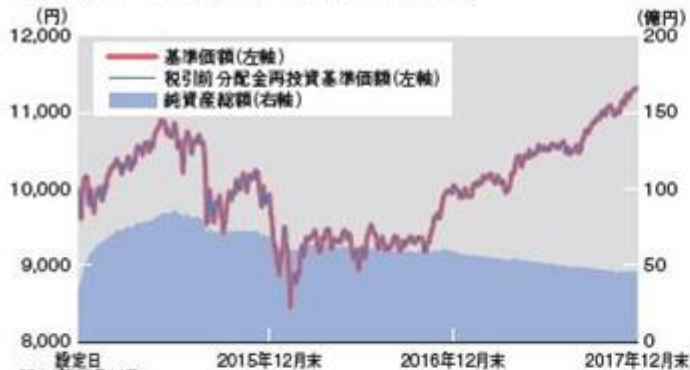
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

SBIグローバル・ラップファンド(積極型)

基準価額・純資産の推移

(基準日:2017年12月29日)

(設定日(2014年12月11日)~2017年12月29日)



基準価額(1万円当たり)	11,306円
純資産総額	4,581百万円

分配の推移(1万円当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2015年12月15日)	0円
第2期(2016年12月15日)	0円
第3期(2017年12月15日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万円当たりの値です。

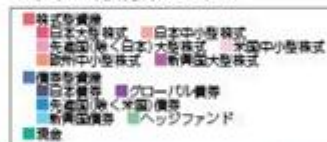
主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

投資信託証券	96.32%
現金等	3.68%
合計	100.00%

《資産別構成比率》



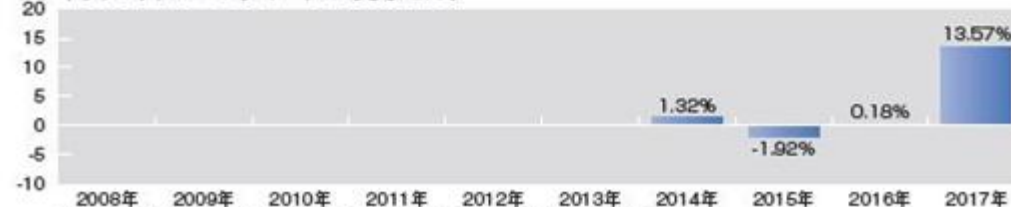
《組入上位10銘柄》

	投資対象ファンドの名称	比率	投資対象資産	通貨
1	ビムコ・RAE低ボラティリティ外国株式ファンド ヘッジあり(適格機関投資家専用)	27.67%	先進国(除く日本)大型株式	円
2	シェアーズ MSCI 日本株最小分散ETF	14.96%	日本大型株式	円
3	シェアーズ MSCI・エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティETF	10.01%	新興国大型株式	米ドル
4	ビムコ(バミューダ・インカム・ファンドA クラスX(JPY))	9.04%	グローバル債券	円
5	SBI中小型割安成長株ファンド ジェリバイブ(適格機関投資家専用)	7.59%	日本中小型株式	円
6	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	6.93%	先進国(除く米国)債券	米ドル
7	ウィズダム・ツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンド・ファンド	5.05%	欧州中小型株式	米ドル
8	ファースト・トラスト・ミッドキャップ・コア・アルファデックスファンド	5.02%	米国中小型株式	米ドル
9	パワーシェアーズ・エマージング・マーケット・ソブリン・デット・ポートフォリオ	4.52%	新興国債券	米ドル
10	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	3.01%	日本債券	円

※基準日(2017年12月29日)の状況です。直近の基本投資割合はP2、投資対象ファンドはP9、P10に記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を未課税で再投資したものと計算しています。
※2014年は設定日2014年12月11日(10,000円)から12月末まで、2017年は12月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

()お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、各ファンドとも取得申込日当日が以下に該当する場合にはお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・シカゴマーカンタイル取引所の休業日
- ・ニューヨークの商業銀行の休業日
- ・ロンドンの商業銀行の休業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

()お申込単位

お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記()に記載の照会先においてもご確認いただけます。

()お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

()お申込手数料

通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記()の照会先においてもご確認いただけます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

2【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、各ファンドとも取得申込日当日が以下に該当する場合にはお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・シカゴマーカンタイル取引所の休業日
- ・ニューヨークの商業銀行の休業日
- ・ロンドンの商業銀行の休業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額（基準価額に対し0.1%）を控除した価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

() 主な投資対象資産の評価方法

投資信託または外国投資信託の受益証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。
為替予約取引	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

() 基準価額の照会頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

<p>SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/</p>
--

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成26年12月11日から開始し、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年12月16日から翌年12月15日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成26年12月11日から平成27年12月15日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

() 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、前記 の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前記 の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 から までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

() その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「() 約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 約款変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記の事項(前記の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記からの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 運用報告書の作成

本ファンドは、毎計算期末(毎年12月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

()収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

()換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

()帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

SBIグローバル・ラップファンド(安定型)

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成28年12月16日から平成29年12月15日まで)の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBIグローバル・ラップファンド（安定型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 〔平成28年12月15日現在〕	第3期 〔平成29年12月15日現在〕
資産の部		
流動資産		
預金	667,507	409,318
コール・ローン	64,714,117	53,584,465
投資信託受益証券	2,709,428,197	1,885,954,768
未収入金	-	8,329,000
流動資産合計	2,774,809,821	1,948,277,551
資産合計	2,774,809,821	1,948,277,551
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,577,144	11,959,974
未払受託者報酬	371,321	291,325
未払委託者報酬	18,194,245	14,275,152
未払利息	177	146
その他未払費用	456,300	460,620
流動負債合計	32,599,187	26,987,217
負債合計	32,599,187	26,987,217
純資産の部		
元本等		
元本	2,764,986,698	1,860,251,014
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,776,064	61,039,320
元本等合計	2,742,210,634	1,921,290,334
純資産合計	2,742,210,634	1,921,290,334
負債純資産合計	2,774,809,821	1,948,277,551

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期		第3期	
	自	平成27年12月16日 平成28年12月15日	自	平成28年12月16日 平成29年12月15日
営業収益				
受取配当金		23,953,198		19,389,123
受取利息		844		152
有価証券売買等損益		103,557,828		129,446,875
為替差損益		74,751,411		27,146,342
その他収益		1,316,070		-
営業収益合計		54,076,529		121,689,808
営業費用				
支払利息		26,095		32,989
受託者報酬		760,030		634,591
委託者報酬		37,240,637		31,095,260
その他費用		1,383,412		1,374,432
営業費用合計		39,410,174		33,137,272
営業利益又は営業損失（ ）		14,666,355		88,552,536
経常利益又は経常損失（ ）		14,666,355		88,552,536
当期純利益又は当期純損失（ ）		14,666,355		88,552,536
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		16,100,956		13,234,522
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		53,753,645		22,776,064
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,061,627		8,497,370
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,061,627		8,233,958
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		263,412
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,851,357		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,851,357		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		22,776,064		61,039,320

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別		第2期 平成28年12月15日現在	第3期 平成29年12月15日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	2,764,986,698口	1,860,251,014口
2.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	22,776,064円	- 円
3.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9918円 (9,918円)	1.0328円 (10,328円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第2期	第3期
	自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,030,495円）、費用控除後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,710,209円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は16,740,704円（1万口当たり60円）となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,366,880円）、費用控除後の有価証券売買等損益（39,711,258円）、収益調整金（4,148,958円）、及び分配準備積立金（7,261,618円）より、分配対象収益は64,488,714円（1万口当たり346円）となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。
2. 追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日	第3期 自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期	第3期
	平成28年12月15日現在	平成29年12月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期	第3期
	自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	108,228,011	102,947,825
合計	108,228,011	102,947,825

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期	第3期
自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第2期	第3期
	自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,088,501,139円	2,764,986,698円
期中追加設定元本額	218,570,336円	92,659,106円
期中一部解約元本額	542,084,777円	997,394,790円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	ISHARES MSCI JPN MIN	104,443	203,663,850	
		NB グローバルボンド AR ファンド JPY I	276,296.393	284,690,277	
		PIMCO Bermuda Income Fund AX	32,901.91	370,146,487	
		MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	178,786,881	220,515,739	
		ピムコ・RAE低ボラティリティ外国株式F ヘッジ有(適格専用)	292,092,925	347,795,045	
日本円合計			471,293,447.303	1,426,811,398	
米ドル	投資信託受益証券	ISHARES EDGE MSCI MIN VOL EMERGING MARKETS ETF	7,212	432,792.12	
		POWERSHARES EM MKT SOVR DEBT	25,432	749,226.72	
		VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF	52,579	2,902,886.59	
米ドル合計			85,223	4,084,905.43 (459,143,370)	
合計				1,885,954,768 (459,143,370)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 3銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

SBIグローバル・ラップファンド(積極型)

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成28年12月16日から平成29年12月15日まで)の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

【SBIグローバル・ラップファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 2 期 〔平成28年12月15日現在〕	第 3 期 〔平成29年12月15日現在〕
資産の部		
流動資産		
預金	607,460	-
コール・ローン	115,217,269	187,415,657
投資信託受益証券	6,036,717,823	4,428,166,706
未収入金	-	31,600,900
流動資産合計	6,152,542,552	4,647,183,263
資産合計	6,152,542,552	4,647,183,263
負債の部		
流動負債		
未払解約金	45,107,466	26,579,148
未払受託者報酬	800,254	657,561
未払委託者報酬	39,212,509	32,220,071
未払利息	315	516
その他未払費用	456,300	460,620
流動負債合計	85,576,844	59,917,916
負債合計	85,576,844	59,917,916
純資産の部		
元本等		
元本	6,102,991,765	4,100,167,381
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,026,057	487,097,966
元本等合計	6,066,965,708	4,587,265,347
純資産合計	6,066,965,708	4,587,265,347
負債純資産合計	6,152,542,552	4,647,183,263

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期		第3期	
	自	平成27年12月16日 平成28年12月15日	自	平成28年12月16日 平成29年12月15日
営業収益				
受取配当金		68,147,663		59,699,670
受取利息		2,121		461
有価証券売買等損益		317,562,502		697,564,660
為替差損益		235,190,418		83,458,571
その他収益		1,479,679		-
営業収益合計		152,001,547		673,806,220
営業費用				
支払利息		114,596		87,981
受託者報酬		1,652,900		1,407,036
委託者報酬		80,992,099		68,944,451
その他費用		1,612,154		1,640,901
営業費用合計		84,371,749		72,080,369
営業利益又は営業損失（ ）		67,629,798		601,725,851
経常利益又は経常損失（ ）		67,629,798		601,725,851
当期純利益又は当期純損失（ ）		67,629,798		601,725,851
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		59,814,163		105,440,989
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		161,766,937		36,026,057
剰余金増加額又は欠損金減少額		39,351,793		26,839,161
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		39,351,793		12,042,174
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		14,796,987
剰余金減少額又は欠損金増加額		41,054,874		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		41,054,874		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		36,026,057		487,097,966

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第2期 平成28年12月15日現在	第3期 平成29年12月15日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	6,102,991,765口	4,100,167,381口
2.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	36,026,057円	- 円
3.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9941円 (9,941円)	1.1188円 (11,188円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期	第3期
	自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(41,312,409円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(19,854,450円)、及び分配準備積立金(15,617,514円)より、分配対象収益は76,784,373円(1万口当たり125円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配は起こっておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(48,316,816円)、費用控除後の有価証券売買等損益(360,879,398円)、収益調整金(41,846,557円)、及び分配準備積立金(36,055,195円)より、分配対象収益は487,097,966円(1万口当たり1,187円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配は起こっておりません。
2. 追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第2期	第3期
	自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期	第3期
	平成28年12月15日現在	平成29年12月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期	第3期
	自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	314,426,349	540,840,385
合計	314,426,349	540,840,385

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期	第3期
自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第2期	第3期
	自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,061,431,820円	6,102,991,765円
期中追加設定元本額	610,447,440円	340,593,791円
期中一部解約元本額	1,568,887,495円	2,343,418,175円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	中小型割安成長株ファンド Jリバイブ(適格機関投資家専用)	9,898	375,025,322	
		ISHARES MSCI JPN MIN	365,353	712,438,350	
		PIMCO Bermuda Income Fund AX	35,419.87	398,473,537	
		MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	113,791,628	140,350,593	
		ピムコ・RAE低ボラティリティ外国株式Fヘッジ有(適格専用)	1,070,161,087	1,274,240,806	
日本円合計			1,184,363,385.87	2,900,528,608	
米ドル	投資信託受益証券	FIRST TRUST MID CAP CORE ALP	32,475	2,095,611.75	
		ISHARES EDGE MSCI MIN VOL EMERGING MARKETS ETF	67,278	4,037,352.78	
		NB GLOBALBOND ABSOLUTE RETURN FUND USD I	91,468.888	988,778.67	
		POWERSHARES EM MKT SOVR DEBT	59,009	1,738,405.14	
		VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF	50,495	2,787,828.95	
		WISDOMTREE EUR S/C DIVIDEND	28,350	1,943,109.00	
米ドル合計			329,075.888	13,591,086.29 (1,527,638,098)	
合計				4,428,166,706 (1,527,638,098)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 6銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

・ SBIグローバル・ラップファンド(安定型) <愛称: My-ラップ安定型>

平成29年12月29日現在

資産総額	1,931,955,827円
負債総額	19,581,785円
純資産総額(-)	1,912,374,042円
発行済口数	1,846,596,937口
1口当たり純資産額(/)	1.0356円
(1万口当たり純資産額)	(10,356円)

・ SBIグローバル・ラップファンド(積極型) <愛称: My-ラップ積極型>

平成29年12月29日現在

資産総額	4,638,806,900円
負債総額	57,652,838円
純資産総額(-)	4,581,154,062円
発行済口数	4,052,121,224口
1口当たり純資産額(/)	1.1306円
(1万口当たり純資産額)	(11,306円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

- (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

- (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

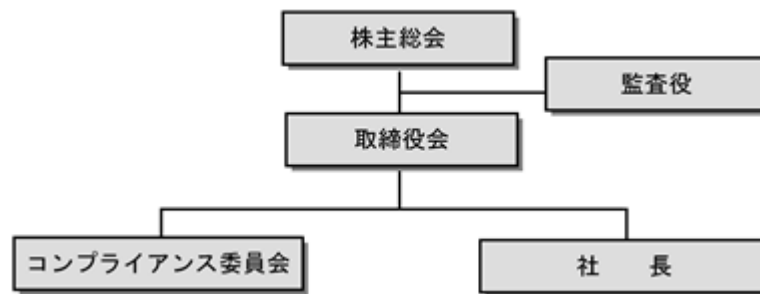
1【委託会社等の概況】

資本金の額

- () 資本金の額(平成29年12月末日現在)
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- () 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

委託会社の機構

- (i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

() 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成29年12月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	48	304,889

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、及び第32期事業年度の中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	992,039	1,190,923
前払費用	1,931	18,512
未収委託者報酬	242,188	233,608
未収運用受託報酬	7,056	8,533
未収投資顧問料	21,222	
繰延税金資産	5,522	3,150
その他	12,937	11,264
流動資産合計	1,262,897	1,465,992
固定資産		
有形固定資産		
建物		53
器具備品	12,181	1,857
リース資産	1627	
有形固定資産合計	2,808	1,910
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	3,322	2,536
商標権	1,519	1,509
無形固定資産合計	4,909	4,113
投資その他の資産		
関係会社株式	127,776	127,776
長期差入保証金	219,856	19,856
投資その他の資産合計	147,633	147,633
固定資産合計	155,351	153,657
資産合計	1,418,249	1,619,650

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,579	477
未払金	207,901	222,657
未払手数料	184,718	198,172
未払法人税等	87,110	48,193
未払消費税等	21,611	8,854
リース債務	714	
流動負債合計	318,919	280,183
負債合計	318,919	280,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	669,117	909,254
利益剰余金合計	699,129	939,266
株主資本合計	1,099,329	1,339,466
純資産合計	1,099,329	1,339,466
負債純資産合計	1,418,249	1,619,650

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,763,792	1,661,953
運用受託報酬	42,642	45,489
投資顧問料	5,322	4,011
営業収益合計	1,811,757	1,711,454
営業費用		
支払手数料	1,074,399	1,014,112
広告宣伝費	2,313	686
調査費	25,501	25,912
調査費	25,501	25,912
委託計算費	92,130	96,123
営業雑経費	23,101	13,344
通信費	894	827
印刷費	19,869	9,975
協会費	1,672	2,171
諸会費	490	49
その他営業雑経費	175	319
営業費用合計	1,217,446	1,150,178
一般管理費		
給料	139,115	134,722
役員報酬	15,800	27,378
給料・手当	123,315	107,343
交際費	170	75
旅費交通費	3,801	3,787
福利厚生費	22,054	19,124
租税公課	5,008	7,729
不動産賃借料	21,228	17,574
消耗品費	2,410	1,751
事務委託費	9,056	11,556
退職給付費用	6,023	4,300
固定資産減価償却費	2,192	1,973
諸経費	8,427	11,737
一般管理費合計	219,488	214,332
営業利益	374,822	346,943
営業外収益		
受取利息	222	55
雑収入	121	923
営業外収益合計	343	978
営業外費用		
支払利息	45	13
為替差損		0
有価証券売却損	1	
雑損失	72	
営業外費用合計	118	13
経常利益	375,047	347,908
税引前当期純利益	375,047	347,908
法人税、住民税及び事業税	125,131	105,400
法人税等調整額	409	2,371
法人税等合計	124,721	107,771
当期純利益	250,325	240,136

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	400,200		30,012		418,792	448,804
当期変動額						
当期純利益			250,325	250,325	250,325	250,325
当期変動額合計			250,325	250,325	250,325	250,325
当期末残高	400,200	30,012	669,117	699,129	1,099,329	1,099,329

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	400,200		30,012		669,117	699,129
当期変動額						
当期純利益			240,136	240,136	240,136	240,136
当期変動額合計			240,136	240,136	240,136	240,136
当期末残高	400,200	30,012	909,254	939,266	1,339,466	1,339,466

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式
 - 移動平均法に基づく原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が3-15年であります。
 - 無形固定資産
 - 定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース期間ごとのリース料総額が3,000千円以下の場合等、重要性が乏しいリース資産については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税及び地方消費税の会計処理
 - 税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	* 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
器具備品 3,046千円	建物 0千円
リース資産 2,510千円	器具備品 3,519千円
合計 5,556千円	合計 3,520千円
* 2 関係会社に対する資産及び負債	
長期差入保証金 19,802千円	

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2.オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	992,039	992,039	
(2) 未収委託者報酬	242,188	242,188	
(3) 未収運用受託報酬	7,056	7,056	
(4) 未収投資顧問料	1,222	1,222	
資産計	1,242,506	1,242,506	
(1)未払金	207,901	207,901	
(2)リース債務	714	714	
負債計	208,616	208,616	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	992,039
未収委託者報酬	242,188
未収運用受託報酬	7,056
未収投資顧問料	1,222
合計	1,242,506

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	714					

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,190,923	1,190,923	
(2) 未収委託者報酬	233,608	233,608	
(3) 未収運用受託報酬	8,533	8,533	
資産計	1,433,065	1,433,065	
未払金	222,657	222,657	
負債計	222,657	222,657	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	1,190,923
未収委託者報酬	233,608
未収運用受託報酬	8,533
合計	1,433,065

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)5,290千円、当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)4,300千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">4,422</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">1,001</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">99</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,075</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">19,552</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,522</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	4,422	その他未払税金	1,001	その他	99	繰延税金資産小計	25,075	評価性引当額	19,552	繰延税金資産合計	5,522	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">364</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">2,409</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">376</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22,703</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">19,552</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">3,150</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	364	その他未払税金	2,409	その他	376	繰延税金資産小計	22,703	評価性引当額	19,552	繰延税金資産合計	3,150
繰延税金資産																																					
電話加入権	438千円																																				
関係会社株式評価損	19,114																																				
未払事業税	4,422																																				
その他未払税金	1,001																																				
その他	99																																				
繰延税金資産小計	25,075																																				
評価性引当額	19,552																																				
繰延税金資産合計	5,522																																				
繰延税金資産																																					
電話加入権	438千円																																				
関係会社株式評価損	19,114																																				
未払事業税	364																																				
その他未払税金	2,409																																				
その他	376																																				
繰延税金資産小計	22,703																																				
評価性引当額	19,552																																				
繰延税金資産合計	3,150																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																				
<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。</p> <p>この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が264千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額減少しております。</p>	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>																																				

(セグメント情報)

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略していません。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略してあります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略してあります。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	289,153
SBIインド&ベトナム株ファンド	181,343

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	273,228
SBI/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド(FOF s用) (適格機関投資家専用)	183,987

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(被所有) 間接 49.5%	不動産、設備利用・業務委託 役員の兼任	事務所敷金の差入		長期差入保証金	19,802
							不動産転借、ネットワーク設備利用他	25,635	未払金	2,895

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産転貸の条件は、同社に適用される賃借条件と同一の条件となっております。
3. 設備利用料は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	証券業		販売委託	販売委託支払手数料	464,126	未払金	71,057

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社(東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(被所有) 間接 49.5%	不動産設備利用 役員の兼任	事務所敷 金の差入		長期差 入保証 金	19,802

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産設備利用に係る保証条件は、同社に適用される保証条件と同一の条件となっております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業		販売委託	販売委託 支払手数料	397,985	未払金	73,724

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
1株当たり純資産額	30,036円33銭	36,597円44銭
1株当たり当期純利益	6,839円48銭	6,561円11銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
当期純利益(千円)	250,325	240,136
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	250,325	240,136
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成29年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,413,645
前払費用	24,102
未収委託者報酬	324,507
繰延税金資産	5,059
その他	9,575
流動資産合計	1,776,891
固定資産	
有形固定資産	
建物	1,294
器具備品	1,620
有形固定資産合計	2,915
無形固定資産	
電話加入権	67
ソフトウェア	6,593
商標権	1,455
無形固定資産合計	8,116
投資その他の資産	
関係会社株式	127,776
長期差入保証金	19,856
その他	3,486
投資その他の資産合計	151,119
固定資産合計	162,150
資産合計	1,939,041

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成29年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	3,354
未払金	302,227
未払手数料	270,572
未払法人税等	88,660
未払消費税等	219,367
その他	4,860
流動負債合計	418,469
負債合計	418,469
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
利益剰余金	
利益準備金	30,012
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,090,360
利益剰余金合計	1,120,372
株主資本合計	1,520,572
純資産合計	1,520,572
負債純資産合計	1,939,041

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成29年4月1日
至 平成29年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	1,373,874
運用受託報酬	16,380
営業収益合計	1,390,255
営業費用	1,013,724
一般管理費	114,003
営業利益	262,526
営業外収益	14
営業外費用	0
経常利益	262,540
税引前中間純利益	262,540
法人税、住民税及び事業税	83,344
法人税等調整額	1,909
法人税等合計	81,434
中間純利益	181,105

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が3 - 15年
であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可
能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
建物	57千円
器具備品	3,756千円

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
有形固定資産	289千円
無形固定資産	652千円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

当中間会計期間（平成29年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	1,413,645	1,413,645	
(2) 未収委託者報酬	324,507	324,507	
資産計	1,738,153	1,738,153	
未払金	302,227	302,227	
負債計	302,227	302,227	

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
(1) 関係会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

子会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
SBI日本小型成長株選抜ファンド（愛称：センバツ）	300,828
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド （毎月分配型）	232,016

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	41,545円68銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	1,520,572
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,520,572
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	36,600

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	4,948円23銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	181,105
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	181,105
普通株式の期中平均株式数(株)	36,600

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引またはデリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社は、平成25年1月11日付で株券を不発行とする旨の定款変更を行いました。

訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (平成29年9月末 日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託 受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	高木証券株式会社	11,069百万円	
	立花証券株式会社	6,695百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
	カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
	スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
投資顧問 会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託 受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社SBI証券	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。
	高木証券株式会社	
	立花証券株式会社	
	楽天証券株式会社	
	カブドットコム証券株式会社	
	スルガ銀行株式会社	
投資顧問 会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

詳しくは、第二部 第1、1、(3)「ファンドの仕組み」をご参照ください。

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託 受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	株式会社SBI証券	該当事項はありません。
	高木証券株式会社	
	立花証券株式会社	
	楽天証券株式会社	
	カブドットコム証券株式会社	
	スルガ銀行株式会社	
投資顧問 会社	モーニングスター・アセット・マネジ メント株式会社	該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該信託約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月12日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士
小松 亮一指定社員
業務執行社員
公認会計士
石倉 毅典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査に係る監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員	公認会計士	林 直也	印
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	田中 弘司	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIグローバル・ラップファンド（安定型）の平成28年12月16日から平成29年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIグローバル・ラップファンド（安定型）の平成29年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員	公認会計士	林 直也	印
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	田中 弘司	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIグローバル・ラップファンド（積極型）の平成28年12月16日から平成29年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIグローバル・ラップファンド（積極型）の平成29年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月28日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 本間 洋一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石倉 毅典
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象に含まれておりません。